

エコライフスタイル確立・定着の板橋エコアクション2008要綱

平成20年12月5日区長決定

改正 平成24年 4月1日区長決定

改正 平成25年 4月1日区長決定

改正 平成30年 4月1日部長決定

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 板橋エコアクション2008

第1節 組織を対象とする活動プログラム（第7条—第20条）

第2節 個人を対象とする活動プログラム（第21条・第22条）

第3章 環境配慮型ライフスタイル確立及び定着

第1節 環境マネジメントシステムの透明性確保（第23条—第26条）

第2節 環境配慮型ライフスタイル確立の支援（第27条—第30条）

第3節 コミュニケーション、フィードバック及び参画による定着（第31条—第34条）

第4節 附随する支援（第35条—第38条）

第4章 雑則（第39条—第44条）

付則

身近な地域から地球規模まで幅広い分野にわたる環境問題の解決に向けて、環境配慮型ライフスタイルへの転換・移行が求められています。国や自治体等は典型的モデルを提示し転換・移行を促す取組を行なってきましたが、ライフスタイルの多様な実態への対応は困難でした。

板橋区はライフスタイルの選択ではなく、各自が主体的に環境配慮型ライフスタイルを確立し、その定着を図る活動を推進します。

このため、環境マネジメントシステム普及事業を環境配慮型ライフスタイル確立及び定着の活動を推進する事業と捉え直し、エコアクション実行過程を通じて環境問題に対する理解の深化及び目的意識の醸成を図るとともに、活動をマネジメントするための基盤を提供し支援します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、環境配慮型ライフスタイル確立及び定着の活動を推進するため、活動の基盤をマネジメントの考え方に基づく制度をもって整備し、当該基盤を利用する者に適切なサービスを提供する板橋エコアクション2008の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 板橋エコアクション 板橋区（以下「区」という。）が行う、環境配慮型ライフスタイル確立及び定着の活動を推進する事業をいう。
- (2) エコアクション 環境に与える負荷を小さく抑えるためにとる行動及び積極的に環境を改善するためにとる行動をいう。
- (3) 板橋エコアクション2008 この要綱により規定する環境配慮型ライフスタイル確立及び定着の活動推進に必要な諸制度をいう。
- (4) 環境配慮型ライフスタイル 組織又は個人の行動がエコアクションとなっているライフスタイルをいう。
- (5) ライフスタイル 人の実際の行動が、その人の特徴又は個性として捉えることができる行動として表れたものをいう。
- (6) 確立 目的意識をもってエコアクションする状態（意識化）を確立という。
- (7) 定着 確立したエコアクションを特に意識せずに実践できる状態（習慣化）を定着という。
- (8) 活動 エコアクション実行過程を通じて環境問題に対する理解の深化及び目的意識の醸成を図るとともに、環境マネジメントを実践することをいう。
- (9) 活動プログラム 板橋エコアクション2008のベースとなる制度であり、区長及び利用者のコミュニケーションによって効果的に活動を進めることができる環境マネジメントシステムをいう。
- (10) 環境マネジメントシステム 実現する内容を明確にして組織内で共有し、実現するための計画及び評価方法を決定し、評価及び見直しを継続して行うことにより、環境に関して設定する目的を効果的に達成するための手段をいう。
- (11) 組織 ある目的を持って設立した事業者、団体、組合等の人の集合体（構成員が1人である事業者、団体、組合等を含む。）をいう。
- (12) 利用者 板橋エコアクション2008の活動プログラムを利用し、エコアクション及び強化シートの提案並びに制度及びエコレポートの改善に参画する者をいう。
- (13) サポーター 板橋エコアクションの目的を理解し、区及び利用者の活動を支援する者をいう。

(基本原則)

第3条 板橋エコアクション2008の諸制度は、次の各号に掲げる事項を原則として整備する。

- (1) マネジメントによる自主的な活動及びその透明性の確保
- (2) 利用者を主体とする活動及びその支援
- (3) コミュニケーションを重視した活動及びその還元による改善

(諸制度)

第4条 板橋エコアクション2008は、次の各号に掲げる制度により構成する。

- (1) 環境マネジメントシステムの制度
- (2) 利用者の参画による制度の改善及びマネジメント機能の強化制度
- (3) 環境マネジメントシステムの構築及び維持が行われている者に対する認定制度
- (4) 主に家庭、学生及び事業者内の職員及び組織を構成する各個人を対象として環境マネジメントシステムの理解を促進する制度
- (5) マネジメントによる環境配慮型ライフスタイル確立及び定着の活動を支援する制度
- (6) 利用者、区長及び関係者間のコミュニケーション制度

(事務局)

第5条 区長は、資源環境部環境政策課内に、板橋エコアクション事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

- 2 事務局が行う事務は、資源環境部長が細則で定める。
- 3 事務局は、関係機関と連携して活動の普及促進を図るものとする。

(責務)

第6条 区長及び利用者は、相互に協力して活動を進めるとともに、制度の改善を行うものとする。

- 2 区長は、利用者からエコレポート及び強化シートに対する改善の提案及び要望がある場合には、この提案を積極的に活用するものとする。
- 3 区長は、利用者の個人情報を東京都板橋区個人情報保護条例（平成8年板橋区条例第25号）を遵守して運用しなければならない。

第2章 板橋エコアクション2008

第1節 組織を対象とする活動プログラム

(組織版)

第7条 区長は、組織を対象とする環境配慮型ライフスタイル確立及び定着の活動プログラムとして板橋エコアクション2008組織版（以下「組織版」という。）を規定し、これを公表する。

- 2 前項で定める組織版は、環境マネジメントシステムとし、当該システムの詳細をエコレポートとして定める。

(エコレポート)

第8条 エコレポートは、利用者が活動する上で必要となる情報に加え、効果的な支援を行うするための情報を記載できるものとし、資源環境部長が細則で定める。

- 2 エコレポートは、次の各号に掲げる機能を有するマネジメントシートにより構成

する。

- (1) 基本シート 組織の概要及び活動レベルを把握するためのシート
- (2) Aシート 内部の状況を把握し、エコアクション及び各種目標を決定するシート
- (3) Bシート 外部との関係を把握し、組織が環境に与える影響を理解するシート
- (4) Cシート 環境マネジメントシステムを実践するためのシート
- (5) 強化シート 環境マネジメントシステムを更に向上させる機能を有するシート

3 エコレポートは、その様式の変更が利用者の活動に影響を与えない範囲で新たな細則を定めずに変更することができる。

(活動方針)

第9条 区長は、活動方針により活動の方向性を定め、これを公表する。

- 2 区長が活動方針を変更した場合は、速やかに公表するとともに、利用者に通知するものとする。
- 3 利用者は、活動方針を尊重して活動を行うものとする。
- 4 利用者は、関係者、地域住民及び公衆に対して、掲示等により活動方針の伝達に努めるものとする。
- 5 区長は、利用者が行う活動方針を容易に掲示できる書式を提供する。
- 6 利用者が環境マネジメントシステムをより効果的なものにするために独自に定める環境方針は、活動方針の趣旨を尊重して作成するよう努めるものとする。

(台帳の登録及び公表)

第10条 区長は、利用者及び関係者と相互に協力し活動を推進するため、活動に必要な情報を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、利用者が提出したエコレポート（基本シートに限る。この条、次条及び第18条において同じ。）に基づく情報を登録する。

- 2 区長は、活動の支援に必要な限度において収集した情報を台帳に登録することができる。
- 3 区長は、台帳に登録した内容のうち、次の各号に掲げる内容を外部に公表することができる。
 - (1) 板橋エコアクションの活動状況
 - (2) エコレポートのうち公表を前提として記載された内容
 - (3) 板橋エコアクション以外の環境マネジメントシステムの取組状況

(サービスの提供)

第11条 区長は、組織版に基づき活動する組織に、活動を推進するための支援サービスを提供することができる。

- 2 前項の規定によるサービスを希望する者は、活動申請書にエコレポートを添えて

区長に提出しなければならない。

- 3 区長は、前項の規定により提出されたエコレポートの内容に基づき、利用者として台帳に登録し、活動の事実及びサービスの提供開始を証明する書類（以下「活動証」という。）を発行し、サービスの提供を開始する。
- 4 区長の確認を必要とするサービスの利用者は、活動申請書及びエコレポートを提出しなければならない。
- 5 区長は、板橋区外の者（板橋区外に転出した者を含む。）に提供するサービスの内容を限定できるものとする。

（活動レベル）

第12条 区長は、環境マネジメントシステムの構築状況を把握するため、活動レベルとして評価できる仕組みを活動プログラムに設ける。

- 2 区長は、効果的な支援を実現するため活動レベルを複数の段階に分けて、各段階の内容に対応した支援を実施する。
- 3 前項の段階は、次の各号に掲げる内容により定める。
 - （1）活動レベルA 状況整理と決定（組織内の状況を把握することができる）
 - （2）活動レベルB 状況分析と対応（組織外との関わりを把握することができる）
 - （3）活動レベルC マネジメントの実践（マネジメントを理解し、実践することができる）

（活動レベル達成の登録）

第13条 利用者は、基本シート及び次の各号の区分に応じ当該各号に定めるマネジメントシートを区長に提出することにより、各活動レベル達成の事実について確認を受けることができる。

- （1）活動レベルA達成 Aシート
 - （2）活動レベルB達成 Aシート及びBシート
 - （3）活動レベルC達成 Aシート、Bシート及びCシート
- 2 区長は、前項に基づき提出されたエコレポートを確認し、活動レベルを達成していると認めるときは、その事実を台帳に登録するとともに、利用者に通知する。

（区長による認定）

第14条 区長は、前条第2項の規定により登録された利用者（活動レベルCを達成している者に限る。）について認定の審査を行う。

- 2 区長は、前項の審査により環境マネジメントシステムを構築又は維持している事実を認定した場合に、当該認定を証する証書（以下「認定証」という。）を発行することができる。
- 3 区長は、第1項の規定による審査において、必要があると認めるときは環境マネジメントシステム及び組織版の制度に理解がある有識者の意見を求めることができる。

- 4 区長は、第1項の審査を行うために必要な範囲において、利用者に追加資料の提出を求めることができる。
- 5 第2項の認定期間は、認定を受けた利用者が最後に活動レベルCとして登録された日から当該登録された日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(認定の取消)

第15条 区長は、認定した利用者が、板橋区外に転出したとき、活動レベルCの登録が維持できないとき等、認定を維持すべき基準を満たしていないことが客観的事実をもって判明した場合には、その理由を記載した書面を交付することにより、認定を取り消すことができる。

(定期エコレポートによる活動レベルの維持)

- 第16条 第13条第2項の規定により登録された利用者は、当該利用者の環境マネジメントシステム実施年度の終了を受けて、希望する活動レベルの定期エコレポートを提出する。
- 2 区長は、前項の定期エコレポートが環境マネジメントシステム実施年度の終了した日から起算して翌月の末日を過ぎても利用者から提出されず、又は活動実態が不明な場合には、活動レベルの登録を取り消すことができる。
 - 3 区長は、定期エコレポートを提出する利用者に、活動レベルの評価に必要な限度において、指定する強化シートの提出を求めることができる。
 - 4 区長は、第1項に基づき提出されたエコレポートを確認し、活動レベルを維持していると認めるときは、その事実を台帳に登録するとともに、利用者に通知する。

(届出内容不備時の対応)

第17条 区長は、利用者が提出したエコレポートの記載事項に不備がある等形式上の要件を満たしていない場合には、修正するように指示することができる。

(登録事項の変更)

- 第18条 利用者は、台帳に登録されている内容に変更が生じた場合に、変更の事実及びその内容を記載したエコレポートを区長に提出するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により利用者が提出した内容に基づき、台帳の内容を更新するものとする。
 - 3 前2項の規定は、軽微な変更については適用しない。

(サービスの利用停止)

- 第19条 利用者がサービスの利用停止を希望する場合は、その旨を記載した活動申請書を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請書の受理をもって当該利用者に対するサービスの提供を終了する。

3 区長は、サービスを終了した利用者について、利用の事実を除く事項を台帳から抹消する。

(サービス提供の解除)

第20条 区長は、次の各号に該当する場合にサービスの利用停止とみなして、利用者に対するサービスの提供を解除することができる。

(1) 代表者との連絡が不可能な場合

(2) 虚偽報告等により制度の信頼性を著しく損ねた場合

2 前項の規定によりサービスを解除する場合の通知は、解除の事実及びその理由の公表をもって代えることができる。

3 サービスを解除した利用者には、前条第3項の規定を準用する。

第2節 個人を対象とする活動プログラム

(個人版)

第21条 区長は、個人を対象とする環境配慮型ライフスタイル確立及び定着の活動プログラムとして、板橋エコアクション2008個人版(以下「個人版」という。)を規定する。

2 個人版は、エコアクションを紹介する機能に加えて、エコアクションの実践を意識すると同時にチェックすることにより、行動と意識の関係性に気づき、意識して行動することを促す機能を持つものとする。

3 前項によるエコアクションの紹介は、エコアクションを実践する生活の場面を内部、周辺及び外部と分けることにより、実践イメージが容易にできるものとする。

4 区長は、活動に対する第三者の理解を深めるために個人版を活用し、サポーターの育成に寄与に努めるものとする。

(組織版との連携による活動の推進)

第22条 個人版は、組織版利用者の組織内において、マネジメントの基本的な考え方を学ぶ教材として活用することで、組織内のマネジメント強化に資するものとする。

第3章 環境配慮型ライフスタイル確立・定着

第1節 環境マネジメントシステムの透明性確保

(信頼性確保の範囲及び手段)

第23条 区長は、組織版として規定する環境マネジメントシステムに関して一定水準以上の信頼性を確保するため、区長が確認する範囲及びその信頼性確保の手段を決定し、これを公表する。

2 前項に規定する範囲は、活動レベルCまでのエコレポート及び強化シートのうち区長が認めたものとする。

3 第1項に規定する手段は、エコレポート及びその他関連資料の提出並びにヒアリングとする。

(活動状況の公表)

第24条 区長は、利用者の公表用資料を一覧性の高い形式でまとめ、利用者の紹介及び利用者間の相互理解に資する資料の作成に努めるものとする。

2 前項の規定により作成する資料には、意気込み、活動レベル及び利用者の活動に関する状況を記載する。

(外部に対する情報提供)

第25条 利用者は、作成したエコレポート及び強化シートを資料として活用し、活動状況報告書として、組織の活動状況に関する情報を外部に提供するように努めるものとする。

2 区長は、前項の目的のため利用者が公表する報告書について、制度の説明を付した報告書用の表紙を提供するものとする。

(エコレポート及び強化シート関連文書の統一的な管理)

第26条 区長は、組織版の適正運用、外部からの評価及びコミュニケーション向上の観点から、利用者のエコレポート及び強化シートについて統一的な文書管理の方法を次の各号に掲げるとおり定める。

(1) エコレポート及び同関連文書を所定のファイルバイnderにまとめること

(2) 前号のファイルバイnderに綴ることにより他の活動に支障をきたす文書は、その保管場所を明示した文書をファイルバイnderに綴ること

2 区長は、過去のエコレポート及び強化シートとの対比による改善のため、ファイルバイnderの保管方法についての工夫を利用者に求めるものとする。

第2節 環境配慮型ライフスタイル確立の支援

(エコレポートを活用した助言等の支援)

第27条 区長は、エコレポート(Aシートに限る。)を活用して、利用者のエコアクション及び各種目標の妥当性を評価し、環境マネジメントシステムの内容を向上するために必要な助言を行う。

2 区長は、エコレポート(Bシート及びCシートに限る。)を活用して、利用者の環境に関する法律、条例及び決まり事等の該当の可能性及びその順守に関する助言を行う。

3 区長は、エコレポート(Bシートに限る。この項及び次項において同じ。)に記載した内容をもとに、当該組織の環境側面を評価し、環境側面が及ぼす環境影響の把握に必要な助言を行う。

4 区長は、第16条に定める定期エコレポートを提出した利用者に対するフォローアップとして、第1項から前項までの規定による助言を行う。

5 区長は、エコレポートの作成を容易にし、自然な流れでマネジメントを理解できる冊子としてエコレポートガイドブックを作成する。

(リスク低減)

第28条 利用者は、エコレポートの作成を通じて理解した基本的なリスク分析を応用し、日常における各種リスクの低減に努めるものとする。

(教育・訓練の教材)

第29条 区長は、組織版の利用者に対し、その構成員、従業員等が、マネジメントに対する理解及びエコアクションに対する理解を深めるための教材として、個人版を活用するように求めることができる。

2 前項の教材は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）に定める環境教育（以下「環境教育」という。）として自主的な環境保全活動の取組みを推進することができるものとする。

3 利用者は、個人版による環境教育の成果を評価することにより力量の向上に努めるものとする。

(活動確認書)

第30条 区長は、第13条第2項及び第16条第4項で定める確認の通知を、活動レベルの向上に関する区長からの提案を記載した書類（以下「活動確認書」という。）として交付することができる。

第3節 コミュニケーション、フィードバック及び参画による定着

(コミュニケーションの推進)

第31条 区長は、活動を推進するために利用者間の情報交換を行う機会を提供するように努めるものとする。

(活動結果のフィードバック)

第32条 区長は、利用者の活動を通じて得られたデータを分析し、得られた情報を利用者に還元することによって、活動の質的向上を図るものとする。

(環境マネジメントシステム改善への参画)

第33条 利用者は、組織版として規定する環境マネジメントシステム及び関連制度の改善に参画することができる。

2 区長は、利用者から提案のあった改善策が、他の利用者の活動推進に有効であると認めるときは、当該改善策の成果を盛り込むように努めなければならない。

(強化シートによる機能向上)

第34条 区長は、エコレポートによる環境マネジメントシステムの機能を強化するため、活動の諸場面で有用なマネジメントシートを作成し、強化シートとして提供することができる。

2 利用者は、区長が提供する前項に定める強化シートの他に、独自の強化シートを作成してマネジメントの効果を高めることができる。

3 利用者は、独自に作成した強化シートを前条に規定する改善策として提案するように努めなければならない。

第4節 付随する支援

(マークの使用)

第35条 区長は、利用者の活動の事実を外部に示す目的で使用することができる共通のマークを定める。

2 マークの使用期間は、第11条第3項又は第16条第1項の規定により最後にエコレポートを提出した日から当該登録された日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

3 第19条の規定によりサービスを終了した利用者は、区長が当該サービス提供が終了した日の翌日以降にマークを使用してはならない。

4 前項の規定は、第20条の規定によりサービスが解除された利用者に準用する。

(活動ステッカーの配布)

第36条 区長は、板橋エコアクション2008による活動していることを表示するステッカーを、利用者に配布することができる。

2 利用者は、地域住民及び関係者の見やすい位置に、ステッカーを掲示するように努めなければならない。

(表示の適正化に関する措置)

第37条 区長は、利用者が前2条の表示制度を本来の趣旨から外れて使用していることにより表示制度の信頼性が損なわれていると認めた場合に、適正な使用を求めるものとする。

2 区長は、前項の規定に基づくもののほか、紛らわしい表示により表示制度の信頼性を損なう者及びその他関係者で建物等の管理に関する権原を有する者に、マークの使用中止を求めるものとする。

(有識者の意見)

第38条 区長は、組織版の評価を行う場合に、マネジメントの識見を有する者の意見を求めることができる。

第4章 雑則

(報告及び調査)

第39条 区長は、この要綱の施行に関し必要な限度において、利用者の活動状況の確認、フォローアップ又はヒアリング調査を実施することができる。

(身分証の提示)

第40条 職員がヒアリング調査等を行う際は、身分を示す証明書を携帯し、求めに応じて関係人に提示しなければならない。

2 前項に定める証明書は、職員証をもって代える。

(標準処理期間)

第41条 区長は、利用者からエコレポート及び活動申請書を受理した日から起算して60日以内に処理を行うように努めなければならない。

2 前項に定める期間内に処理が完了しない場合は、利用者により通知する。

(意見陳述のための手続)

第42条 区長は、第15条の規定により利用者の認定を取り消す場合には、あらかじめ、期間の定めにおいて、利用者に対して弁明の機会を与えるものとする。

(見直し)

第43条 この要綱は、利用者からの改善の提案その他関係者の意見を踏まえ、適宜見直しを図るものとする。

(その他)

第44条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は資源環境部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(板橋エコアクション実施要綱の廃止)

2 板橋エコアクション実施要綱(平成17年9月1日区長決定)は、廃止する。

(板橋エコアクション事業所版の取扱いの特例)

3 この要綱の適用の日(以下「適用日」という。)において、廃止前の板橋エコアクション実施要綱に基づいて行われた板橋エコアクション事業所版の取組宣言書を提出した事業者については、適用日において組織版サービスの利用を開始したものとみなす。

4 適用日において、廃止前の板橋エコアクション実施要綱に基づいて行われた板橋エコアクション事業所版の登録については、次の各号に掲げる区分に基づき、適用日において活動レベル達成の確認を受けたものとみなす。

(1) 板橋エコアクション事業所版ステップⅠ 組織版Aレベル達成の登録

(2) 板橋エコアクション事業所版ステップⅡ 組織版Cレベル達成の登録

5 適用日において、廃止前の板橋エコアクション実施要綱に基づいて行われた板橋エコアクション事業所版ステップⅡの認定については、適用日において組織版Cレベル達成の登録及び区長の認定を受けたものとみなす。

6 適用日から1年間は、廃止前の板橋エコアクション実施要綱に基づく登録及び認定の申請を、次の各号に掲げる区分に基づく申請としてみなす。

(1) 板橋エコアクション事業所版ステップⅠ 組織版Aレベル達成の確認申請

(2) 板橋エコアクション事業所版ステップⅡ 組織版Cレベル達成の確認申請

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。